

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 (農住組合法に基づく交換分合)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税) (法人事業税、法人住民税: 義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目	(所得税: 外) (国税) (住民税: 外 (自動連動)) (地方税)
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>法人が、農住組合法による交換分合※により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。</p> <p>※ 農住組合法による交換分合とは、営農地と住宅地とを適正に配置し、土地の有効利用を図ることを目的に、土地の区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定する事業である。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第 65 条の 10 旧第 68 条の 81 (令和 4 年 3 月 31 日まで) ：令和 2 年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止 (令和 4 年 4 月 1 日施行)
4	担当部局		農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 4 年 5 月～ 8 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 3 年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 56 年度 税制措置創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>市街化区域内農地の当面の営農の継続を図り、もって農と住の調和するまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>政策目的に係る測定指標は、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積 (令和 6 年度で 255ha)」であり、令和 3 年度の目標値については、基準年 (令和元年度時点で 30ha) から目標年 (令和 6 年度) までの期間 (5 年間) に毎年均等に増加することとして算定し、120ha としている。</p> <p>なお、令和 2 年度政策評価実施計画 (令和 2 年 8 月農林水産大</p>

臣決定)において政策評価体系が変更されたことに伴い、政策目的も変更されている。令和元年度までの政策目的は「市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解を促進する」こととしており、政策目的に係る測定指標は、「都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査における肯定的評価の割合」であった。

《政策目的の根拠》

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）
（都市と農村の交流等）

第36条 国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

④ 多様な機能を有する都市農業の推進

都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解の醸成といった役割を果たすなど、多様な機能を有している。こうした都市農業の有する多様な機能を発揮するため、農業経営の維持発展、立地条件を活かした地産地消、農作業体験や交流活動等の取組を促進する。

都市の農地の有効な活用や適正な保全に向けて、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号）の仕組みが現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進するなど、環境の整備を推進する。

また、都市農業の安定的な継続や多様な機能の発揮のため、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地、田園住居地域等の積極的な活用を促進し、農と住の調和するまちづくりを進める。

		<p>○農住組合法（昭和 55 年法律第 86 号） （目的）</p> <p>第 1 条 この法律は、住宅の需要の著しい地域における市街化区域内農地の所有者等が協同して、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ当該市街化区域内農地を円滑かつ速やかに住宅地等へ転換するための事業を行うために必要な組織を設けることができるようにし、その組織の事業活動を通じてこれらの者の経済的地位の向上並びに住宅地及び住宅の供給の拡大を図り、もつてこれらの地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号） （目的）</p> <p>第 1 条 この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もつて都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る</p> <p>【中目標】 3 農村の振興</p> <p>【政策分野】 ⑬ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 （平成 29 年度～令和元年度）</p> <p>政策目的における測定指標「都市住民を対象とした 都市農業に対する意識・意向調査において肯定的評価の割合」について、目標年度（令和 2 年度）の目標値を 70%とした。</p> <p>目標値について、都市農業についての国民の理解は、必ずしも短期間で得られるものではないことから、都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の割合を平成 23 年度の 52%から毎年度、2%ずつ増加することを見込んで、平成 32 年度において、都市住民のおよそ 3 人に 2 人の理解が得られることとして、70%まで引き上げることを最終目標とした。</p> <p>（令和 2 年度以降）</p> <p>政策目的における測定指標「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積」について、目標年度（令和 6 年度）の目標値を 255ha とした。</p>

【都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査における肯定的評価の割合】

単位：％

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
肯定的評価の割合	64	66	68	70

【都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積】

単位：ha

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 6年度
面積	-	8	30	75	120	255

なお、達成目標の変更理由については、持続的な都市農業の振興を図るため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積を指標とすることが適切であるとしたため。

目標値については、生産緑地面積 12,700ha（平成 30 年度末）のうち、将来農地を貸す可能性がある農業者の割合を 2 割、うち今後 5 年間に貸付を希望する面積の割合を 1 割（令和元年度東京都都市農地保全調査）とし、目標値を 255ha とした。

年度毎の目標値については、255ha から令和 2 年 3 月末時点の貸借面積 30ha を引き、225ha を 5 年で除した 45ha とした。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本租税特別措置（農住組合法に基づく交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例。以下「本措置」という。）により、交換分合の活用を促進し円滑に実施することで、市街化区域内農地の当面の営農の継続が図られ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積が確保されることで、農と住の調和するまちづくりの推進に寄与する。

なお、達成目標変更前は、「本措置により交換分合の活用を促進し円滑に実施することで、市民農園等「農」の営みを体験する場をより多くの都市住民に提供すること等を促進し、政策目的である都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与する」としていた。

9 有効性等

① 適用数

【適用数】

単位：件

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)
適用数	0	0	0	0	0

※ 農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課調べ。

※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。

※ 適用数は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第

198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告)の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用数を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課調べを採用。

分析対象期間中に農住組合法に基づく交換分合の実施がなかったため、本措置の適用実績はなかったものの、令和3年5月末現在で15の農住組合が事業実施中又は事業準備中としており、交換分合が実施された場合には本措置の適用の可能性があることから、本措置は引き続き必要である。

② 適用額

【適用額】

単位：百万円

	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-

- ※ 農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課調べ。
- ※ 適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、報告第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の適用額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課調べを採用。
- ※ 本措置は、都道府県知事が認可した交換分合計画に基づくものであり、特定の者への偏りがあるものではない。

対象期間中本措置の適用件数が0件であったため、適用額の発生はなかった。

③ 減収額

【減収額】

単位：百万円

	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)
法人税	-	-	-	-	-
法人住民税	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

- ※ 農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課調べ。
- ※ 減収額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）の値は、本措置以外の租税特別措置等の減収額を含んでおり、本措置部分のみの件数を抽出することができないことから、上記の農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課調べを採用。

※ 本措置は、都道府県知事が認可した交換分合計画に基づくものであり、特定の者への偏りがあるものではない。

対象期間中本措置の適用件数が0件であったため、減収額の発生はなかった。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
【都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積】（令和2年度～）

単位：ha、%

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 6年度
目標	-	-	-	75	120	255
実績	-	8	30	51	77	
達成率	-	-	-	68.0	64.2	

※ 農村振興局 農村政策部 農村計画課調べ。

※ 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行は平成30年9月であり、調査は令和元年度から実施。

都市農地の貸借については、農地所有者である農業者自らが引き続き、有効に活用しているため、目標を達成できなかった。一方、都市部においても、農業従事者の減少・高齢化が進んでいるため、都市農地貸借法の周知を図っており、都市農地貸借法を活用し貸借された面積は年々増加している。

【都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査において肯定的評価の割合】（平成29年度～令和元年度）

単位：%

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
目標	64	66	68	70
実績	64	62	61	-
達成率	100	93.9	89.7	-

※ 農村振興局農村政策部都市農村交流課調べ。

※ 令和2年度については、政策指標目標の見直しのため、未計測。

都市住民を対象とした都市農業に関する意識・意向調査における肯定的評価の割合については、平成23年度の52%から令和元年度は61%と概ね目標は達成されており、都市住民の都市農業・都市農地に対する理解は進んでいる。

なお、令和2年度に実施した都市住民に対するアンケート調査において、都市農業・都市農地に対する肯定的な意見は7割以上であり、都市住民の都市農業・都市農地の理解は達成できている。

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>当該目標は、本措置のほか、他の施策を通じて実現する目標であり、他の施策の効果により、実績は順調に伸びている。</p> <p>なお、本措置については、分析対象期間中において適用実績がないものの、本措置が担保されていることで、農住組合法に基づく交換分合の実施に伴い土地等を取得した場合の課税による法人の資産減少が回避されることから、交換分合に取り組むインセンティブが働き、交換分合の活用が促進されることで市街化区域内農地の当面の営農の継続が図られ、直接的な効果はないものの目標達成に寄与しているところである。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>分析対象期間中において、本措置の適用実績がなかったため、租税減は発生していない。</p> <p>しかしながら、農住組合法に基づく交換分合による課税の特例措置が担保されていることで、市街化区域内農地の当面の営農の継続が図られ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積が確保されることになるため、租税減を是認する効果があるものとする。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>交換分合による土地の譲渡等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を確実に軽減し、課税による法人の資産減少を回避することが効果的である。このため、予算上の措置（補助事業）と比較して、毎年の予算額に左右されることなく税負担を軽減することが可能な租税特別措置の手法を取ることが妥当である。</p> <p>仮に予算上の措置（補助事業）によることとした場合、土地の売買代金を補助事業で支援する手法が考えられるが、土地の取得に係る経費を補助するような事業は想定し難い。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置以外に支援策はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、都道府県知事が認可した農住組合法に基づく交換分合計画に基づくものであり、農住組が行う事業は、住宅の需要の著しい地域において、必要に応じ当面の営農の継続を図りつつ、住宅地及び住宅の供給の拡大を図り、もってこれらの地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としていることから、地方公共団体が協力するのは適当である。</p>
11	有識者の見解	—
12	評価結果の反映の方向性	<p>交換分合が円滑に実施されることで市街化区域内農地の当面の営農の継続が図られ、結果として農と住の調和するまちづくりの推進に寄与する本措置は引き続き継続すべきである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 4 月～ 8 月